

○ 多面的機能支払交付金実施要領（平成26年4月1日付け25農振第2255号農林水産省農村振興局長通知）一部改正新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>第 1 農地維持支払交付金 1～11 （略） 12 農地維持支払交付金の交付方法 （1）～（3） （略） （削る。）</p> <p>13～15 （略）</p> <p>第 4 広域活動組織 1～4 （略） 5 広域活動組織の業務 要綱別紙5の第7の3の農村振興局長が別に定める事業は、次に掲げる事業とする。 （1）～（3） （略） <u>（4）農業水路等長寿命化・防災減災事業</u> <u>（5）畑作等促進整備事業</u></p> <p><u>（6）小水力等再生可能エネルギー導入推進事業</u> <u>（7）農山漁村振興交付金のうち都市農村共生・対流及び地域活性化対策</u></p> | <p>第 1 農地維持支払交付金 1～11 （略） 12 農地維持支払交付金の交付方法 （1）～（3） （略） <u>（4）要綱別紙1の第6の2の（2）の「小規模集落」とは、農林業センサスの農林業経営体調査結果において、総農家戸数が10戸以下、かつ、小規模集落支援の適用を開始するまでに集落内の農用地が農地・水・環境保全向上対策実施要綱（平成19年3月30日付け18農振第1777号農林水産事務次官依命通知）、農地・水保全管理支払交付金実施要綱（平成23年4月1日付け22農振第2261号農林水産事務次官依命通知）、農地・水保全管理支払交付金実施要綱（平成24年4月6日付け23農振第2342号農林水産事務次官依命通知）に基づいて平成25年度までに交付された交付金及び本交付金のいずれの交付対象にもなっていない農業集落をいう。</u></p> <p>13～15 （略）</p> <p>第 4 広域活動組織 1～4 （略） 5 広域活動組織の業務 要綱別紙5の第7の3の農村振興局長が別に定める事業は、次に掲げる事業とする。 （1）～（3） （略） <u>（4）小水力等再生可能エネルギー導入推進事業</u> <u>（5）農山漁村振興交付金のうち都市農村共生・対流及び地域活性化対策</u> <u>（6）農業水路等長寿命化・防災減災事業</u> （新設）</p> |

(別記3-1)

市町村が行う対象組織の農地維持活動及び資源向上活動の実施状況の確認について

第1 農地維持活動の実施状況確認

市町村長は、対象組織の活動計画書に定められている農地維持活動の実施状況の確認について、1の書類確認及び2の現地確認により行うものとする。

1 書類確認

(1) (略)

(2) 市町村長は、あらかじめ、遊休農地に関する措置の状況に関する調査要領について(令和3年6月14日付け3経営第823号・3農振第713号農林水産省経営局農地政策課長・農村振興局農村政策部地域振興課長連名通知に基づく調査。令和3年6月13日までは「荒廃農地調査」として実施。以下「遊休農地調査」という。)の調査結果等を活用し、対象組織の認定農用地における遊休農地発生防止のための保安全管理を行う必要のある農用地の有無を確認するものとする。

(3) (略)

2 (略)

第4 農地維持支払交付金を受けずに行う水路・農道等施設の保安全管理活動の実施状況確認

市町村長は、要領第2の4の(2)に掲げる対象組織について、地域共同による農用地、水路、農道等の地域資源の保安全管理活動の実施状況について、以下のとおり、現地確認を行うものとする。

1 現地確認の方法

(1) (略)

(2) 市町村長は、あらかじめ、遊休農地調査の調査結果等を活用し、対象組織の対象農用地における遊休農地発生防止のための保安全管理を行う必要のある農用地の有無を確認するものとする。

(3) (略)

2・3 (略)

(別記3-1)

市町村が行う対象組織の農地維持活動及び資源向上活動の実施状況の確認について

第1 農地維持活動の実施状況確認

市町村長は、対象組織の活動計画書に定められている農地維持活動の実施状況の確認について、1の書類確認及び2の現地確認により行うものとする。

1 書類確認

(1) (略)

(2) 市町村長は、あらかじめ、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査(平成20年4月15日付け19農振第2125号農村振興局長通知に基づく調査。平成24年12月25日までは「耕作放棄地全体調査」として実施。以下「荒廃農地調査」という。)の調査結果等を活用し、対象組織の認定農用地における遊休農地発生防止のための保安全管理を行う必要のある農用地の有無を確認するものとする。

(3) (略)

2 (略)

第4 農地維持支払交付金を受けずに行う水路・農道等施設の保安全管理活動の実施状況確認

市町村長は、要領第2の4の(2)に掲げる対象組織について、地域共同による農用地、水路、農道等の地域資源の保安全管理活動の実施状況について、以下のとおり、現地確認を行うものとする。

1 現地確認の方法

(1) (略)

(2) 市町村長は、あらかじめ、荒廃農地調査の調査結果等を活用し、対象組織の対象農用地における遊休農地発生防止のための保安全管理を行う必要のある農用地の有無を確認するものとする。

(3) (略)

(別記3-1様式第1号)

【市町村から都道府県に提出するもの】

農林水産省様式

実施状況確認チェックシート(書類確認用)

確認年月日: 年 月 日

| | | | |
|-------|--|----------------|--|
| 市町村名 | | 確認者 (所属、氏名) | |
| 対象組織名 | | | |

1. 活動の実施状況等の確認

| 事項 | 確認項目とその内容 | 確認結果 |
|----------------|--|------|
| 認定農用地等 | ○保全管理状況の確認(書類上の確認) (確認内容) 遊休農地に関する措置の状況に関する調査結果等を活用し、対象組織の認定農用地における遊休農地発生防止のための保全管理を行う必要のある農用地の有無を確認。 | |
| 実施状況報告書等 | 収 入 (確認内容) 実施状況報告書の「収入の部」と金銭出納簿の「収入」欄の金額が一致していること +D12.G20を確認。 | |
| | 支 出 (確認内容) 実施状況報告書の「支出の部」と金銭出納簿の「支出」欄の金額が一致していることを確認。 | |
| | 全 体 (確認内容) 活動計画書に位置付けた活動項目について、「計画」欄及び「実施」欄に「○」、「×」又は「-」が記入されていることなど、記載の漏れがないことを確認。 (確認内容) 実施欄に「×」が記入されている場合、未実施理由の妥当性を確認。また、市町村が行った現地調査結果との整合性を確認。 | |
| | 事 業 の 成 果 (確認内容) 総会、研修会が開催されていることを議事録等により確認。 | |
| | 農 地 維 持 (確認内容) 備考欄に遊休農地解消面積が記入されていることを確認。 活動計画に位置付けた遊休農地面積が、計画的に解消されていることを確認。 | |
| 金銭出納簿 | 全 体 (確認内容) 金銭出納簿により、不適切な支出がないか確認。 | |
| | 資 源 向 上 (長 寿 命 化) (確認内容) 金銭出納簿により、長寿命化整備計画に位置付けていない工事が、工事1件当たりの上限額を超えていないことを確認。 | |
| 都道府県が 定めた要件 | 地域活動指針に基づき定める要件において、独自の要件が定められている場合 (確認内容) 独自の要件が達成されていることを活動記録等により確認。 | |

(注1) 遊休農地に関する措置の状況に関する調査とは、遊休農地に関する措置の状況に関する調査要領について(令和3年6月14日付け3経営第823号・3農振第713号農林水産省経営局農地政策課長・農村振興局農村政策部地域振興課長連名通知)に基づく調査のこと。(令和3年6月13日までは「荒廃農地調査」として実施。)遊休農地に関する措置の状況に関する調査と重複のあった農用地については、適宜、各担当部局と情報共有を行うこと。

(注2) 上記の内容はあくまで最低限の確認項目であり、市町村等は、適宜、チェック項目を追加することが可能。

2. 所見

| |
|--|
| |
|--|

(別記3-3様式第1号(報告))

【市町村から都道府県に提出するもの】

農林水産省様式

実施状況確認チェックシート(書類確認用)

確認年月日: 年 月 日

| | | | |
|-------|--|----------------|--|
| 市町村名 | | 確認者 (所属、氏名) | |
| 対象組織名 | | | |

1. 活動の実施状況等の確認

| 事項 | 確認項目とその内容 | 確認結果 |
|----------------|--|------|
| 認定農用地等 | ○保全管理状況の確認(書類上の確認) (確認内容) 荒廃農地の発生・解消状況に関する調査結果等を活用し、対象組織の認定農用地における遊休農地発生防止のための保全管理を行う必要のある農用地の有無を確認。 | |
| 実施状況報告書等 | 収 入 (確認内容) 実施状況報告書の「収入の部」と金銭出納簿の「収入」欄の金額が一致していることを確認。 | |
| | 支 出 (確認内容) 実施状況報告書の「支出の部」と金銭出納簿の「支出」欄の金額が一致していることを確認。 | |
| | 全 体 (確認内容) 活動計画書に位置付けた活動項目について、「計画」欄及び「実施」欄に「○」、「×」又は「-」が記入されていることなど、記載の漏れがないことを確認。 (確認内容) 実施欄に「×」が記入されている場合、未実施理由の妥当性を確認。また、市町村が行った現地調査結果との整合性を確認。 | |
| | 事 業 の 成 果 (確認内容) 総会、研修会が開催されていることを議事録等により確認。 | |
| | 農 地 維 持 (確認内容) 備考欄に遊休農地解消面積が記入されていることを確認。 活動計画に位置付けた遊休農地面積が、計画的に解消されていることを確認。 | |
| 金銭出納簿 | 全 体 (確認内容) 金銭出納簿により、不適切な支出がないか確認。 | |
| | 資 源 向 上 (長 寿 命 化) (長 寿 命 化) (確認内容) 金銭出納簿により、長寿命化整備計画に位置付けていない工事が、工事1件当たりの上限額を超えていないことを確認。 | |
| 都道府県が 定めた要件 | 地域活動指針に基づき定める要件において、独自の要件が定められている場合 (確認内容) 独自の要件が達成されていることを活動記録等により確認。 | |

(注1) 荒廃農地の発生・解消状況に関する調査とは、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領(平成20年4月15日付け19農振第2125号農村振興局長通知)に基づく調査のこと。(平成24年12月25日までは「耕作放棄地全体調査」として実施。)荒廃農地の発生・解消状況に関する調査と重複のあった農用地については、適宜、各担当部局と情報共有を行うこと。

(注2) 上記の内容はあくまで最低限の確認項目であり、市町村等は、適宜、チェック項目を追加することが可能。

2. 所見

| |
|--|
| |
|--|

附 則(令和6年4月1日付け5農振第2628号)

- 1 この通知は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領に基づき令和5年度までに交付された多面的機能支払交付金による活動については、なお従前の例による。